

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	総務行政の主な課題
著者 / 所属	皆川 健一・鈴木 友紀 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	473 号
刊行日	2025-2-27
頁	22-37
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250227.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

総務行政の主な課題

皆川 健一

鈴木 友紀

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 地方行政・消防関係
 - (1) 地方公務員制度をめぐる動向
 - (2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化
 - (3) 消防の災害対応力の強化
3. 情報通信・郵政関係
 - (1) NHKの中期経営計画の修正と令和7年度予算
 - (2) 電波(周波数)の有効利用の促進に向けた条件付オークションの導入
 - (3) NTT法の見直しをめぐる動き
 - (4) デジタル社会における郵便局の役割と郵便料金制度の在り方

1. はじめに

総務行政については、令和6年8月30日に総務省から「安全・安心で持続可能な地域社会と信頼できる情報通信環境を実現し、世界をリード(総務省重点施策2025)」¹として、令和7年度に積極的に取り組むべき重点施策が発表されており、その内容に則して、総務省等に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められている。

また、村上総務大臣は総務行政関連の専門誌等に寄せた年頭所感で、能登半島地震の教訓を踏まえた国民・住民の安全・安心の確保、地域経済の好循環と持続可能な地域社会を実現するための地方行財政基盤の確立と地域経済・社会の活性化、国の土台となる社会基盤の確保等に取り組む意向を表明している²。

本稿では、このような最近の状況を踏まえ、特に直近の動向等を紹介することを通じて、

※ 本稿は令和7年2月12日現在の情報に基づいている。なお、参照URLの最終アクセス日は、いずれも同年2月12日である。

¹ 総務省「総務省重点施策2025」〈<https://www.soumu.go.jp/mission/index.html>〉

² 村上誠一郎総務大臣年頭所感『地方議会人』(2025.1)

総務行政に関し直面する主な課題を概観することとしたい。なお、令和6年末の予算折衝において決定された令和7年度地方財政対策については、『立法と調査』No. 472の近澤将生「令和7年度地方財政対策の概要と主な論点」を参照されたい。

2. 地方行政・消防関係

(1) 地方公務員制度をめぐる動向

ア 会計年度任用職員制度の運用実態

多様化する行政需要に対応するため地方公務員の臨時・非常勤職員が増加する中、適正な任用・勤務条件を確保する観点から、平成29年5月11日に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）が成立した。これにより、臨時・非常勤職員の任用要件の厳格化を行うとともに、会計年度任用職員制度を創設し、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされた。

勤勉手当の支給については、平成29年の法改正時は国の非常勤職員への支給が広まっていなかったこと等を踏まえ、会計年度任用職員に対する支給は今後の検討課題となっていた。その後、国において対象となる全ての非常勤職員に勤勉手当が支給される状況となったこと等に加え、地方公共団体からは、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との給与の均衡を図る観点から「会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立」が求められていたこと等を踏まえ³、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とする内容を含む「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）が成立し、令和6年4月より施行された。なお、令和6年4月1日現在における会計年度任用職員は66万1,368人（令和5年度調査比533人減）となっている⁴。

一方で、実際の支給については、各地方公共団体での対応となる。令和5年改正の際の地方自治法に対する参議院総務委員会の附帯決議では、「会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないように、地方公共団体への助言を行うこと」等が求められている。総務省の「令和6年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）」によると、勤勉手当を支給しない部門・職種がある地方公共団体が全団体の6.9%となっており、今後とも、法改正や附帯決議の趣旨を踏まえた勤勉手当の適切な支給が徹底されるか、注目される。

イ 社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方

総務省は、各地方公共団体における人材の育成等に関して、基本方針を策定する際に留意・検討すべき事項を示した「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」を平成9年11月28日に策定し、多くの地方公共団体は、同指針を踏まえ、基本方針を策定・改正してきた。

³ 令和4年地方分権改革に関する提案募集における徳島県等からの提案。

⁴ このうち、フルタイムの会計年度任用職員は7万2,030人、パートタイムの会計年度任用職員は58万9,338人（総務省「令和6年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）」）。

その後、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」による報告書や第33次地方制度調査会による「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を踏まえ、総務省は令和5年12月22日に現行指針を改正し、地方公共団体が人材育成のみならず、人材確保や職場環境整備を戦略的に進めるための新たな指針である「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定した。同指針は基本方針の改正等に当たって留意すべき基本的な考え方として、①求められる職員像・職務分野等に応じ必要なスキルを明確化、②首長等が積極的に関与、人事担当部局と関係部局が連携、③特に必要となる人材について、可能な限り定量的な目標を設定、定期的に検証、取組改善、④単独では育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携の強化を挙げている。

さらに、地方公務員制度を取り巻く環境は、転職者の増加を始め労働市場が流動化し、人材確保に苦勞するなど大きな変革の中にあることから⁵、制度の在り方について総合的な検討を行うため、総務省において、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が開催され、令和5年10月から議論が進められている。

また、地方公務員の採用難等、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方公共団体の行財政の在り方を持続可能なものにするため、総務省において、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」が開催され、令和6年11月から具体的な課題の整理及び対応の方策について議論が進められている。第217回国会（令和7年常会）における石破内閣総理大臣施政方針演説では、「地方公務員の兼業・副業の弾力化、会計年度任用職員の在り方の見直し等により、地域の中の方々が力を発揮できる環境を整備」するとしている。地方公務員の人材確保を始めとして、社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方について、具体的な課題の整理や今後の方策など幅広い検討が求められる。

（２）地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

ア 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定

「デジタル・ガバメント実行計画⁶」（令和2年12月25日閣議決定）においては、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成するとされた。

その後、令和3年5月12日、地方公共団体の情報システムの標準化の基本方針、標準化対象事務の処理に係る基準の策定、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用等に関する事項を定める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以

⁵ 「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」（第1回）（令5.10.17）議事概要1頁

⁶ データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用に資する各種施策の推進を政府の取組として義務付ける「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）及び行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指す「デジタル・ガバメント推進方針」（平29.5.30 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画である。

下「標準化法」という。)が成立した(令和3年法律第40号)。

標準化対象事務については、標準化法において政令で定めることとされており、先述の17業務に戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務を加えた20業務が定められている(令和4年政令第1号)(図表1)。

図表1 標準化対象事務の一覧(20業務)

①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金
(出所)総務省「標準準拠システムへの移行経費への財政支援(デジタル改革支援補助金)」概要資料に基づき作成

イ 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定

令和4年10月7日、標準化法第5条の規定に基づき、標準化の推進に関する基本的事項を定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。

基本方針において、標準化の移行期間については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウド⁷を活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とし、国はそのために必要な支援を積極的に行うこととされている。

ウ 基本方針の改定と特定移行支援システムの状況

その後、令和7年度までの標準準拠システムへの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなり、令和6年12月24日に基本方針の改定の閣議決定が行われた。改定基本方針では、令和7年度末までに標準準拠システムに着実に移行するとしつつ、移行の難易度が極めて高いシステム⁸に加え、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについて、「特定移行支援システム」として、国として積極的に支援することを明確化し、地方公共団体からの申出のあった移行スケジュールも踏まえて、おおむね5年以内に移行できるようにしている。

デジタル庁は同年12月26日、「特定移行支援システムの該当見込み」(令和6年10月末時点)を公表した。これによると、402団体の2,165システム(標準化の対象となる全3万4,592システムのうち6.3%)が「特定移行支援システム」に該当する見込みとしている(団体数は重複を排除)(図表2)。同庁は、今後も調査を継続して行い、移行状況予

⁷ 政府共通のクラウドサービスの利用環境である。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善することを目指すものであり、地方公共団体でも同様の利点を享受できるよう利用が進められている。

⁸ ①現行システムがメインフレームにより構成され、標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、②現行システムを構築・運用する事業者が開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合などが想定される。

定に変更が生じた時点で速やかに、各団体へ調査票の提出を求め、必要に応じてデジタル庁と総務省においてヒアリングを実施するとしている。

図表 2 特定移行支援システムの該当見込み（令和6年10月末時点）

分 類		システム数	団体数
事由 1	現行システムがメインフレームで運用されているもの	38	7
事由 2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているもの	191	29
事由 3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないもの	181	92
事由 4	事業者のリソースひっ迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受けるもの等	1,755	341
合 計		2,165 システム	402 団体 (重複排除)

※上記の他、報告されたが、現時点で特定移行支援システムに該当せず、判定を保留としているシステムが 52 システム（20 団体）ある。

（出所）デジタル庁「特定移行支援システムの該当見込み（概要）（令和6年10月末時点）」に基づき作成

エ デジタル基盤改革支援基金による支援

また、総務省は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、デジタル基盤改革支援基金を設け、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化等の取組を支援している。これまでに基金造成のための補助金として、令和2年度第3次補正予算1,509億円、令和3年度補正予算317億円、令和5年度補正予算5,163億円に加え、令和6年度補正予算に194億円を計上しており、総額は7,182億円となっている。

総務省は、同基金を通じて、地方公共団体に対し、基幹業務システムに係る標準準拠システムへの移行のための準備経費（現行システム準備調査、移行計画作成等）や、システム移行経費（接続、データ移行等）を補助している。

地方六団体⁹からは、①必要額の全額国庫補助による確実な措置、②影響を受ける全システムの改修費等への財政的支援、③令和7年度を期限とするシステム標準化については、適切な移行期限を設定するとともに、令和8年度以降の移行経費への財政支援などが要望されている¹⁰。このうち、③の実現のためには、「地方公共団体情報システム機構法」（平成25年法律第29号）を改正し、基金の設置期限を延長する必要がある、平デジタル大臣は令和6年12月24日の記者会見において、「令和7年度末とされている移行経費を支援する基金の設置年限を、5年延長を目途に検討する」としている¹¹。

⁹ 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

¹⁰ 地方六団体「「骨太方針」の策定等について」（令6.5.29）

¹¹ 基金の設置期限延長のための地方公共団体情報システム機構法改正法案は、第217回国会（令和7年常会）に内閣府から提出される予定の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第15次地方分権一括法案）に盛り込まれることが見込まれる。

（３）消防の災害対応力の強化

ア 緊急消防援助隊の概要と出動実績

緊急消防援助隊（以下「緊援隊」という。）は、平成７年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、同年６月に創設された全国の消防機関相互による援助体制である。緊援隊は、創設当初は要綱に基づき運用されていたが、平成15年６月の消防組織法の改正により、翌16年４月から法律に基づく部隊として位置付けられた。同法では、緊援隊に対する消防庁長官及び都道府県知事の出動指示権、総務大臣による隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）の策定、国による財政措置等が定められている。

基本計画は、平成16年よりおおむね５年ごとに改定されている。現在、消防庁では、令和６年度中の施行が予定される第５期基本計画について、南海トラフ地震等の今後想定される国家的非常災害への緊援隊の対応力を強化するために、令和６年能登半島地震における緊援隊の活動も踏まえ、目標登録隊数及び新たな部隊の創設並びに効果的な運用について検討を進めている。

緊援隊は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされており、令和６年４月１日現在、6,661隊（２万5,504人）が登録されている。最近では、令和６年能登半島地震に１万7,284人、同年９月に発生した能登地方における大雨災害に1,853人がそれぞれ出動している。

イ 令和６年能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化

令和６年能登半島地震により、石川県輪島市において、約240棟が焼損、約４万9,000㎡が焼失する大規模な市街地火災が発生した。本災害では、半島という地理的制約がある中、道路損壊等により陸路での早期応援が困難な状況下で、水道管の破断により多くの消火栓が使用不能となるなど、限られた消防力での消火活動を余儀なくされ、また、火災の発見・通報、初期消火の遅れなど大規模地震時の火災予防、津波警報下での消防活動、都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善、建築物等の耐震化の促進など、まちづくりの面でも課題が明らかになった。

これらを踏まえ、総務省消防庁・国土交通省は「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化の在り方について検討を行い、令和６年７月に報告書が取りまとめられた。同報告書では、今後の対応策として、①地元消防本部等の体制強化（火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進、消火活動の省力化・無人化の促進等）、②応援部隊の体制強化（悪条件下での進出・活動を可能にするための車両の小型化・資機材の軽量化等）、③地震火災対策の推進（感震ブレーカー等の普及推進等）、④まちづくり（都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善、建築物等の耐震化の促進等）が提言された。

これを受け、令和６年度総務省補正予算及び令和７年度総務省予算では、①道路事情が悪い場合でも被災地へ迅速に進出して活動を開始できるよう、小型・軽量化された車

両や資機材の整備、②地震・津波発生時の大規模火災現場において、活動隊員の安全を確保した消防活動を行うための無人走行放水ロボット等の計画的な整備、③車両・資機材等の整備を促進するための緊急消防援助隊設備整備費補助金等、緊援隊の充実強化のための関係経費93.9億円が計上されている。

3. 情報通信・郵政関係

(1) NHKの中期経営計画の修正と令和7年度予算

我が国の放送は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定により設立された特殊法人であり、受信料を財源とする公共放送であるNHKと、主に広告収入を財源とする民間放送による二元体制で成り立っている。放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がり、更にインターネット上の偽・誤情報への対応等が喫緊の課題となる中、二元体制の一翼を担うNHKの役割や業務の在り方等が課題となっている。

ア 「NHK経営計画（2024-2026年度）」の修正（令和7年1月）

NHKは、放送法第71条の2に基づき、3～5年間の中期経営計画を策定・公表することが義務付けられている。現行の計画である「NHK経営計画（2024-2026年度）」は、稲葉延雄会長の下、令和6年1月に策定され、令和7年1月に修正された。

同経営計画では、計画期間の翌年度となる令和9年度の収支均衡を目指し、令和5年度予算と比べて約1,000億円の事業支出削減に取り組むこととしており（図表3）、事業支出改革として、コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減、メディアの整理・削減（衛星1波、音声1波を削減）¹²を行うとしている。

図表3 「NHK経営計画（2024-2026年度）」における収支計画（修正前後の比較）
（億円）

	令和5年度 予算 ^(注1)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業収入	6,440	6,021	6,034 修正前5,934	6,045 修正前5,945	5,770
（うち受信料収入）	(6,240)	(5,810)	(5,800) 修正前5,730	(5,725) 修正前5,655	(5,590)
事業支出	6,720	6,591	6,434 修正前6,334	6,295 修正前6,195	5,770
事業収支差金	▲280	▲570	▲400	▲250	0

（注1）令和5年度決算は、事業収入は6,531億円（うち受信料収入6,328億円）、事業支出は6,668億円、事業収支差金は▲136億円の赤字となった。

（注2）計画期間において事業収支差金はいずれの年度もマイナスとなるが、収支差額は還元目的積立金¹³から補填する。

（注3）視聴者との接点（デジタル・書面等）を開発・拡大し、契約申出・支払いの利便性等を高める「新たな営業アプローチ」の推進による受信料収入の改善等を反映し、当初の収支計画にそれぞれ100億円ずつ加算して、価格転嫁やインフレ対応などに充てる。

（出所）NHK「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年1月修正＞」等に基づき作成

¹² 令和6年3月末に行われた衛星波の再編に続き、令和8年3月末に、音声波（ラジオ放送）の再編が予定されている。

¹³ 令和4年の改正放送法（令和4年法律第63号）により、NHKは、決算において、プラスの事業収支差金（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額を除いて、「還元目的積立金」（受信料値下げ等の原資）として積み立てなければならないこととされた（令和5年4月施行）。これを受け、NHKは令和5年度に、財政安定のための繰越金のうち1,920億円を還元目的積立金に組み替えた。

同経営計画の修正においては、令和6年5月に成立した改正放送法（令和6年法律第36号）に基づき、令和7年10月から、NHKが行うインターネットによる放送番組の同時・見逃し配信等の放送法上の位置付けが、「任意業務」から「必須業務」¹⁴に変更されることを受け、その対応を盛り込んだことが「最大のポイント」¹⁵となっている。具体的には、修正後の経営計画では、「必須業務化に伴い、NHKが果たしていくこと（基本的な考え方）」として、「①放送経由でも、ネット経由でも、同等の、変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと」、「②ネット経由でのみ受信している場合にも、放送経由で受信している場合と同様の費用負担¹⁶をお願いすること」の2点が新たに盛り込まれた。

このほか、令和6年8月にラジオ国際放送などの中国語ニュースにおいて、中国籍の外部スタッフが、沖縄県の尖閣諸島の帰属などをめぐって、原稿にはない、日本政府の公式見解とは異なる発言を行ったとの問題が発生したことを受け、修正後の経営計画では、「国際発信」として、「“質的充実”とともに、リスク管理の向上を図り、ガバナンスを強化」と明記された。なお、経営計画の修正の公表と同日に、NHKは、ラジオ国際放送問題を受けた再発防止策の進捗等を公表し¹⁷、令和7年度の主な取組として、再発防止策徹底のためのコンテンツの「選択と集中」、中国語ニュースでのAI音声読み上げの本格運用等を行うとしている。

稲葉会長は、令和7年1月の経営計画修正時の記者会見において、令和7年は、日本で放送が始まってから100年という大きな節目を迎えたとし、「そうした年の10月に、インターネットを通じた番組配信などが必須業務となり、放送を主な業務としてきたNHKとしては、まさに「歴史的な転換点」を迎えたと述べた。さらに、稲葉会長は、SNS上に様々な情報が氾濫し、伝統メディアの役割が鋭く問われている状況になっていると現状認識を述べた上で、「視聴者・国民の皆さまが「知りたい」と思っていることに正面からお応えすることで、「健全な民主主義の発達に資する」というNHKの使命をしっかり果たしてまいりたい」としており¹⁸、必須業務となる放送番組等の配信等の運用も含め、NHKの取組が注視される。

イ NHK令和7年度予算

NHK予算は、令和5年10月から地上契約・衛星契約ともに受信料を1割値下げしたことなどから、令和5年度以降、3年連続の赤字予算となっている。令和7年度予算の事業収入は6,034億円、事業支出は6,434億円であり、400億円の事業収支差金の不足を見

¹⁴ NHKの業務の範囲は、放送法第20条に限定列举されており、①国内放送、調査研究、国際放送といったNHKが行うことを義務付けられている「必須業務」（第1項）、②NHKの目的を達成するための業務であって、その実施がNHKの判断に任されている「任意業務」（第2項）、③目的と関わりのない業務であって、必須業務や任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲で行うことができる「目的外業務」（第3項）がある。（金澤薫監修、放送法制研究会編著『放送法逐条解説 新版』（一財）情報通信振興会、令和2年）78～79頁）

¹⁵ NHK「NHK経営計画（2024-2026年度＜2025年1月修正＞）記者会見要旨」（令7.1.8）1頁

¹⁶ テレビを設置せずインターネット配信のみを利用する場合の受信契約は地上契約として取り扱うこととしており、受信料額は地上契約と同じく月額1,100円となる。なお、既に放送の受信設備（テレビ等）を設置し、受信料を支払っている者には、追加の費用負担は発生しない。

¹⁷ NHK「ラジオ国際放送問題を受けた再発防止の取り組みについて」（令7.1.8）

¹⁸ NHK「NHK経営計画（2024-2026年度＜2025年1月修正＞）記者会見要旨」（令7.1.8）1頁

込むが、この不足は、還元目的積立金を充当することとしている。

インターネットサービス関連経費については、令和7年9月末までの任意業務としてのインターネット活用業務と同年10月以降の「必要的配信業務」（後述）等を合わせ、令和7年度は前年度と同規模の180億円で実施するとしている。また、令和7年10月以降、①放送番組の同時配信、②放送番組の見逃し・聴き逃し配信（放送終了から1週間を経過するまで）、③番組関連情報¹⁹の配信が、「必要的配信業務」として必須業務となることから、必要的配信業務を実施するために必要な認証関連の整備や、誰にでも使いやすいウェブアプリの開発など、一時的な経費として29億円を別途計上している。

（２）電波（周波数）²⁰の有効利用の促進に向けた条件付オークションの導入

電波は、携帯電話を始めとする国民生活に不可欠なサービスの提供などに幅広く利用されている有限希少な資源であり、国民共有の財産であることから、「公平かつ能率的な利用」（電波法第1条（目的））を確保することが必要とされる。

1990年代以降、携帯電話の普及に伴い、電波のより効率的な利用が求められるようになったこと等を背景に、米国を始めとする諸外国では、周波数の割当てに当たり、オークション方式が導入されてきた²¹。当初は、入札額の多寡のみで落札者を決定する「純粹オークション」が行われていたが、近年では、政策目標を達成するために必要な項目を条件として課す「条件付オークション」が主流となっており、オークション方式のデメリットとされる落札額の過度な高騰、特定事業者への周波数の集中等に対して、各国において様々な工夫が行われている。

こうした中、我が国でも、周波数オークションの導入は、長年、政策課題の一つとなっていたが²²、第217回国会（令和7年常会）において、新たな周波数割当方式の導入等²³を内容とする電波法・放送法改正案の提出が予定されている。

ア 携帯電話の基地局等への周波数割当ての現状

電波は、有限希少な資源であることに加え、その利用を各人の自由に委ねると混信により円滑な通信の疎通ができなくなる等の弊害が生ずるため²⁴、電波を送受信する無線局を開設・運用するためには、原則として、電波法に基づき、免許を取得する必要がある。

¹⁹ 「番組関連情報」は、令和6年改正放送法において、「協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの」（第2条第32号）と定義されており、NHKは、「報道・防災、教育、医療・健康、福祉などの分野では、放送と同じ価値・情報内容を、インターネットの技術・機能を活用して提供」するとしている（「NHK番組関連情報配信業務規程」（令和6年10月8日策定、令和7年10月1日施行））。

²⁰ 「電波」は、電波法（昭和25年法律第131号）第2条において、「300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう」と定義されている。周波数は、波が1秒間で振動する回数のことであるが、電波とほぼ同義の語として用いられることもある。

²¹ 例えば、米国では、1994年7月に、携帯電話用周波数の割当てとしては初めてとなるオークションを実施している（総務省「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会 取りまとめ」（令4.11）8頁）。

²² 例えば、平成24年に、民主党政権の下、携帯電話基地局について、オークション方式を導入することを内容とする電波法改正案（第180回国会閣法第61号）が提出されたが、衆議院の解散に伴い、審査未了となった。

²³ このほか、近年の電波の利用実態を踏まえた電波利用料の料額の改定、令和6年能登半島地震での課題等に対応するための電波利用料の使途の見直し等も予定されている。

²⁴ 今泉至明『電波法要説』（（一財）情報通信振興会、令和4年）38頁

る。電波法では、無線局の免許は、基本的には、申請順に審査を行う「先願主義」に基づいて審査及び付与することとされているが、携帯電話の基地局のように、広範囲にわたって多数開設される必要がある無線局（特定基地局）については、平成12年の改正電波法（平成12年法律第109号）により、免許に先立って、事業者から基地局の整備計画（開設計画）の認定申請を受け付け、総務大臣の認定を受けた者のみが、排他的に一定期間、免許申請が可能となる制度が導入された。また、同制度では、複数の事業者から申請があり競願状態が発生した場合、特定基地局のエリア展開の大きさなどの項目等を審査する「比較審査方式」が採られた。

さらに、令和元年の改正電波法（令和元年法律第6号）により、従来の比較審査項目に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額（特定基地局開設料）に係る項目を追加した「総合評価方式」が導入され、令和3年4月に行われた携帯電話用周波数の追加割当てから、同制度が適用されている。

イ 総務省における「条件付オークション」導入に向けた検討

こうした状況の下、経済的価値を一層反映した周波数割当て方式を検討するため、総務省は、令和3年10月に、「新たな携帯電話用周波数の割当て方式に関する検討会」を設置した。同検討会が令和4年11月に公表した「取りまとめ」では、今後5G等への割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯等については、現行の総合評価方式に加え、周波数の経済的価値をより高く評価する者に周波数を割り当てる「条件付オークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとされた²⁵。

同取りまとめの内容も踏まえて、総務省は令和5年1月、5Gビジネスを拡大していくための方策やそれに資する新たな割当て方式としての条件付オークションの制度設計について検討を行うため、「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を設置し、同年8月、「5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書」を公表した（図表4）。

図表4 5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書の主な内容

適用周波数帯	・スポット的な利用が想定される6GHz超の高い周波数帯及び共用周波数帯で条件付オークションを原則適用 ※6GHz以下の低い周波数帯（ブラチナバンド～Sub6帯）は、エリアカバレッジに係る項目を中心に比較審査を行う総合評価方式を引き続き適用
割当て単位	・全国に加え、市区町村等の地域単位での割当ても可能とし、新規参入を促進
割当て期間	・現行の総合評価方式の10年を上限とし、スポット的な利用等を勘案した柔軟な期間設定を可能とする
オークション方式等	・個々の割当てごとに、適切なオークション方式、最低落札額を設定 ・落札額の過度な高騰・特定事業者への周波数の集中への対応策として、十分な枠の確保、周波数キャップ（事業者に割り当てる周波数の幅の上限を設けるもの）の適用等を実施
付される条件	・カバレッジに関する条件は緩和し、イノベーションに資する技術の採用等を条件として付す
オークション収入の用途	・5Gビジネスの拡大に資するような施策に重点的に活用することが期待されており、電波利用料制度との関係等を考慮しながら検討

（出所）デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（第1回）配付資料（令5.11.15）に基づき作成

²⁵ 「新たな携帯電話用周波数の割当て方式に関する検討会 取りまとめ」（令4.11）29頁

同報告書等を踏まえ、第217回国会（令和7年常会）において、6GHzを超える周波数を使用する無線局を開設できる者を価額競争（仮称）により決定する新たな周波数割当制度の導入等を内容とする電波法・放送法改正案の提出が予定されている。なお、「新たな周波数割当方式の導入に係る環境整備」として、令和6年度補正予算において2.0億円、令和7年度予算において2.6億円が計上されている。

（３）ＮＴＴ法の見直しをめぐる動き

昭和60年4月の「日本電信電話株式会社等に関する法律」²⁶（昭和59年法律第85号。以下「ＮＴＴ法」という。）及び「電気通信事業法」（同第86号）の施行により通信自由化が行われ、日本電信電話公社がＮＴＴとして民営化された。ＮＴＴ法では、日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ持株」という。）に加え、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下2社を合わせて「ＮＴＴ東西」という。）の3社について、その業務範囲を規定しているほか、電話のユニバーサルサービス提供の責務を定めるとともに、業務遂行・責務履行のための担保措置として、政府によるＮＴＴ持株の株式保有義務（3分の1以上）、外資規制等の規定を設けている。通信自由化により競争原理が導入されてから約40年が経過し、情報通信を取り巻く環境が大きく変化する中、第213回国会（令和6年常会）における改正ＮＴＴ法（令和6年法律第20号）の成立に続き、第217回国会（令和7年常会）においても、電気通信事業法・ＮＴＴ法改正案の提出が予定されている。

ア 情報通信審議会の「第一次答申」と令和6年のＮＴＴ法改正

総務省は令和5年8月、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について、情報通信審議会に対して諮問を行った。同審議会の電気通信事業政策部会の下に設置された「通信政策特別委員会」において、ＮＴＴ法の在り方等について集中的に議論が行われ²⁷、令和6年2月に「第一次答申」が取りまとめられた。

令和6年4月に成立した改正ＮＴＴ法では、第一次答申において「速やかに実施すべき事項」として整理された①研究開発に係る責務の廃止、②外国人役員規制の緩和、③役員選解任の決議に係る認可の緩和、④社名変更に関する規定の整備等が行われた（令和6年4月25日施行）。さらに、同法の附則では、「令和7年に開会される国会の常会を目途」として、ＮＴＴに対する規制の見直しを含む「電気通信事業法の改正等必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとする。」との検討規定が盛り込まれた。

イ 情報通信審議会の「最終答申」

令和7年2月に、情報通信審議会は「最終答申」を取りまとめた。最終答申の概要は図表5のとおりであるが、図表5のうち、令和6年1月に通信政策特別委員会の下に設

²⁶ 制定時の法律名は「日本電信電話株式会社法」である。平成9年の同法改正（平成9年法律第98号）によりＮＴＴの再編成が行われ、現行の法律名に変更された。

²⁷ 自由民主党においてもＮＴＴ法の在り方について議論が行われ、令和5年12月に取りまとめられた提言では、政府に対し、ＮＴＴ法において速やかに撤廃が可能な項目（研究の推進責務・研究成果の普及責務等）について令和6年の常会で措置すること（第1ステップ）、それ以外の項目についても、令和7年の常会を目途に「電気通信事業法の改正等、関連法令に関する必要な措置を講じ次第、ＮＴＴ法を廃止すること」（第2ステップ）等を求めた。〈<https://www.jimin.jp/news/information/207172.html>〉

置された「ユニバーサルサービス」、「公正競争」、「経済安全保障」の3つのワーキンググループにおいて集中的に議論が行われた、①ユニバーサルサービスの責務の内容・担い手、②NTT東西の通信インフラの在り方、③外資総量規制、の3項目について概説する。

図表5 情報通信審議会「最終答申」の主な内容

現行のNTT法の規律等	情報通信審議会の答申の内容
①ユニバーサルサービスの責務の内容・担い手	
・電話では、NTT持株・NTT東西に対して、全ての地域での「あまねく提供責務」が課されている。 ・ブロードバンドでは、そのような責務を負う者がいない。	・電話の「あまねく提供責務」は見直し、電話・ブロードバンドともに、提供者がいない地域に限り責務を負う「最終保障提供責務」を設けることが適当。 ・最終保障提供責務は、適格電気通信事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域はその者が担い、それ以外の地域はNTTが担うことが適当。 ※赤字は、交付金（電気通信事業者が負担金を拠出）により補填。
②NTT東西の通信インフラの在り方	
・NTT東西の重要な電気通信設備の譲渡等は認可 ・他方、線路敷設基盤（電柱・管路等）は認可の対象外	・NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等は認可の対象とすることが適当。
③外資総量規制	
・NTT持株には、外資総量規制（外国人等による3分の1以上の保有を禁止）が課されている。	・NTT持株の外資総量規制は、維持することが適当。
④政府の株式保有義務	
・政府に、NTT持株の3分の1以上の株式保有を義務付け。	・政府の株式保有義務は、維持することが適当。
⑤業務範囲に関する規律	
・NTT東西は、その本来業務が県内通信を扱う業務（県をまたぐ通信は対象外＝県域業務規制）とされるなど、業務範囲に一定の制限が課されている。	・県域業務規制は撤廃するなど、業務範囲の規制は緩和することが適当。ただし、緩和に伴うセーフガード措置として、不公平な条件での取引禁止等を明確化することが適当。 ・NTT東西の2社体制は、維持することが適当。
⑥その他の担保措置	
・事業計画、合併等の認可、財務諸表の提出義務が規定	・NTT東西が行う合併等の認可は緩和、財務諸表の提出義務は撤廃、事業計画の認可等は維持することが適当。

（出所）「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（概要・本文）等に基づき作成

なお、最終答申案に対する意見募集に際し、電気通信事業者²⁸や地方公共団体など183者は、連名で意見書を公表し、「NTTに対するユニバーサルサービス責務の拡大（ブロードバンドへの対応など）、公正競争確保のための構造規制の維持・強化、経済安全保障の観点から外資規制の維持および「特別な資産」²⁹の保全・保護などの方向性に賛同」

²⁸ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等の電気通信事業者は、通信政策特別委員会における議論が開始されて以降、複数回、要望書や意見書を公表しており、例えば、令和5年10月に180者が共同で提出した要望書では、「NTT法の廃止に反対し、より慎重な政策議論を行うこと」を要望していた（KDDI等のウェブサイトにおいて公表<https://newsroom.kddi.com/news/detail/kddi_pr_secret-66.html>）。

²⁹ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等の電気通信事業者は、NTTが日本電信電話公社から承継した全

するとした上で、「現行の枠組みを維持・強化していくことが重要」としている³⁰。

(ア) ユニバーサルサービスの責務の内容・担い手

N T T法では、N T T持株・N T T東西に対し、電話については、他事業者の提供地域においてもサービス提供責務を負う「あまねく提供責務」を規定し(第3条)、ユニバーサルサービス提供の責務を課しているが、ブロードバンドについては、当該責務は課されていない。N T Tは、「固定電話の利用は大幅に減少、コスト効率が悪化する中、2035年度を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難」であるとし、「今後のユニバーサルサービスは、モバイルを軸とした体系に見直すべき」³¹としていた。

最終答申では、電話のユニバーサルサービス責務について、サービスの効率的な提供を可能とし、N T T東西の負担等を軽減する観点から、N T T持株・N T T東西が担ってきたあまねく提供責務を、提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う「最終保障提供責務」に「見直すことが適当」であるとした。また、ブロードバンドについても、多様な設備設置事業者が競争的にサービス提供している状況を踏まえ、「最終保障提供責務とすることが適当」であるとした³²。

なお、最終保障提供責務は、電話・ブロードバンドともに、申請により交付金を受け取る適格電気通信事業者³³がいる地域はその者が担い、それ以外の地域はN T Tが担うことが適当とされている³⁴。

(イ) N T T東西の通信インフラの在り方

N T T東西は、日本電信電話公社時代に全国津々浦々に整備された「線路敷設基盤」(電柱、管路等)を承継し、また、その上に設置された「電気通信設備」(固定アクセス回線)について高いシェアを有している(メタル回線：約93%、光ファイバ：約73%(令和5年度末))。これらの設備を用いて電気通信サービスを提供していることを踏まえ、N T Tに対して、「構造規制」と「行為規制」が課されており、具体的には、N T T法では、構造規制としてN T T持株とN T T東西の業務範囲等が、電気通信事業法では、行為規制としてネットワークの開放義務や不当な優遇禁止等が規定されている。なお、競争事業者は、電柱、管路等の「特別な資産」を保有したままN T T法を廃止するのであれば、公正競争が阻害されるとの強い懸念を示してきた³⁵。

最終答申では、引き続き、市場原理のみに委ねていたのでは公正競争の確保が困難な

国の局舎、電柱、管路等を「特別な資産」と呼んでいる。

³⁰ 「N T T法の見直しに関する183者の連名意見書を総務省に提出」(令7.1.7)(K D D I等のウェブサイトにおいて公表<https://newsroom.kddi.com/news/detail/kddi_nr_s-24_3659.html>)

³¹ N T T資料(ユニバーサルサービスワーキンググループ(第2回)配付資料(令6.2.22)資料2-2)

³² 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」32頁、34頁

³³ 電話及びブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者のうち、サービス提供の収支が赤字等の場合に、当該事業者の申請に基づき総務大臣が「適格電気通信事業者」を指定し、当該事業者に交付金が交付される。電話のユニバーサルサービス制度については、N T T東西が適格電気通信事業者として指定されている。

³⁴ 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」40頁

³⁵ K D D I、ソフトバンク、楽天モバイル資料(公正競争ワーキンググループ(第2回)配付資料(令6.2.19)資料2-6～2-8)

場合は、構造規制と行為規制を両輪として必要な措置を講じることが適当であるとした。また、NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等については、NTT法によって譲渡等を行う際の認可が義務付けられている電気通信設備と異なり³⁶、特段規制が課されていない状況にあることから、規制コスト等を踏まえて対象範囲を検討した上で、「認可の対象とすることが適当である」としている³⁷。

（ウ）外資総量規制

NTT法では、NTT持株について、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、外国人等の議決権保有割合が3分の1以上となることを禁止する「外資総量規制」を設けている（第6条）。一方、電気通信事業法における外資規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止されており、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は、外為法（昭和24年法律第228号）により規律されている（事前届出による個別審査等）。NTTは、外資総量規制は世界的に廃止するのが原則であり、安全保障上、データやモバイルの設備情報も重要な対象物となっていることから、「NTTのみを特別に規制する合理性は失われている」とし、「主要通信事業者を対象に、懸念国や懸念企業の支配力強化を排除する個別の投資審査強化を検討すべき」としていた³⁸。

最終答申では、NTT持株に対する外資総量規制について、「その必要性や妥当性が認められること、外為法の個別投資審査による代替も困難であること等に鑑みれば、維持することが適当である」とした。さらに、「経済安全保障の重要性が高まる中でその実効性を確保することが重要となるため、電波法や放送法の外資総量規制の例に倣い、その遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当」としている³⁹。

（４）デジタル社会における郵便局の役割と郵便料金制度の在り方

平成19年10月、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図る」⁴⁰ため、郵政民営化法（平成17年法律第97号）を始めとする郵政民営化関連6法に基づき、日本郵政公社が民営・分社化された。さらに、平成24年4月に議員立法として成立した改正郵政民営化法（平成24年法律第30号）に基づき、日本郵政が保有する金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式について、処分期限（平成29年9月末）が廃止され、「できる限り早期に」処分するものとされたほか（郵政民営化法第7条第2項）、日本郵政及び日本郵便に対して、郵便に加え、金融サービス（貯金・保険の基本的サービス）も郵便局においてユニバーサルサービスとして一体的に提供する責務が新たに課されるなど（同法第7条の2）、各種の見直しが行われた⁴¹。

³⁶ NTT法第14条において、「地域会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。」と規定されている。

³⁷ 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」56頁、59頁

³⁸ NTT資料（経済安全保障ワーキンググループ（第2回）配付資料（令6.3.12）資料2-2）

³⁹ 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」112頁

⁴⁰ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第2条（基本理念）

⁴¹ なお、新聞報道等において、自由民主党の議員連盟によって郵政民営化法の改正に向けた議論が進められており、第217回国会（令和7年常会）において議員立法での法改正を目指していると報じられている。例えば、

郵政民営化から15年以上が経過し、少子高齢化、都市への人口集中、社会全体のデジタル化など、社会環境が大きく変化する中、全国津々浦々に存在する郵便局の役割や持続可能な郵便事業の在り方等が課題となっている。

ア 「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の活用

日本郵便は、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）により、「あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置」する義務を負っており（第6条）、郵政民営化以降も、郵便局数は約2万4千局の水準を維持しながら推移している。

情報通信審議会が令和6年6月に取りまとめた「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方 一次答申」では、過疎化が進展し、自立的な地域経済の維持が困難化している地域において、地方公共団体の支所や出張所、地域金融機関など物理的な拠点が縮小し、住民による公的サービスの利用そのものも困難化しつつあることから、地方公共団体等が提供してきた公的サービス等について、「全部又は一部を提供する機能を有する「コミュニティ・ハブ」の実現と普及を図ることが望ましい」とした。その上で、2万4千の窓口拠点と物理的な局舎・ネットワークを有し、地域の信頼を得て運営されている郵便局が、「中核的位置づけとして重要な役割を果たしうる」とされた⁴²。

令和7年度総務省予算では、地方公共団体が「コミュニティ・ハブ」として郵便局を活用し、住民利便の向上・地域経済活性化に資する実証事業を実施するため、1.5億円が新規に計上された。このほか、令和7年度地方財政対策では、行政サービス等の持続性を確保するため、過疎地に所在する郵便局に窓口事務を委託する市町村について、当該郵便局等に対して行政サービス、住民生活支援サービスを委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設するとしている。

イ 郵便料金制度の見直しの動き

インターネットやSNSの普及等による郵便物数の減少に加え、燃料費等物価の高騰の影響により、令和4年度の郵便事業の営業損益が民営化以降初めて赤字（▲211億円）となったことを背景に⁴³、日本郵便は、令和6年10月に、郵便料金の引上げを行った。しかし、総務省の試算では⁴⁴、郵便事業の収支は、郵便料金引上げ後の令和7年度は一旦黒字となるものの、令和8年度からは再び赤字になるとの見通しが示されており、継続的な郵便物数の減少等により、厳しい状況が続くことが予想されている。

こうした状況の下、今後も郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について検討を行うため、令和6年6月、情報通信審議会に対して諮問がなされた。これを受け、情報通信審議会の郵政政策部会の下に設置された「郵便料金政策委員会」におい

『朝日新聞』（令7.1.15）は、議員連盟による郵政関連改正法の骨子として、①金融2社株の全株処分について、「できる限り早期」とする現行法の表現を削り、「当分の間」は3分の1超の保有を日本郵政に義務付ける条文を加える」こと、②財政支援として、「郵便局網の維持に要する費用」について政府が予算で措置することなどが盛り込まれているとしている。

⁴² 「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方 一次答申」（令6.6.24）46頁

⁴³ 令和5年度の郵便事業の営業損益については、赤字が更に拡大し、▲896億円である（日本郵便「郵便事業の収支の状況（2023年度）」（令6.7.25））。

⁴⁴ 総務省資料（消費者委員会公共料金等専門調査会（第80回）配付資料（令6.3.15）【資料3】）

て、令和7年夏頃の答申の取りまとめに向けた議論が進められている。

同委員会においては、日本郵便から、同社が「より主体的かつ機動的に料金改定を行えるようにしていただきたい」との要望が⁴⁵、日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）からも「必要な人件費を中心とした費用の適正な計上と、簡便に料金改定を行うことのできるスキームへと見直す必要がある」との意見が出されている⁴⁶。さらに、令和6年12月に開催された同委員会で示された「論点案」では、日本郵便の要望にあったとおり、より主体的・機動的に対応可能な制度への見直しが論点として提案されるとともに⁴⁷、その手法の検討に当たっては、利用者保護の観点や効率化努力の徹底など、「不必要な値上げを抑制する仕組みについて留意が必要ではないか」とされており、ユニバーサルサービスである郵便事業の安定的な提供に向けた今後の議論が注視される。

（みながわ けんいち、すずき ゆき）

⁴⁵ 日本郵便資料（郵便料金政策委員会（第5回）配付資料（令6.12.3）資料5-2）

⁴⁶ 日本郵政グループ労働組合資料（郵便料金政策委員会（第4回）配付資料（令6.11.22）資料4-1）

⁴⁷ 郵便料金政策委員会事務局資料（郵便料金政策委員会（第6回）配付資料（令6.12.25）資料6-2）